いじめ防止等対策の取り組みについて

豊田工業高等専門学校

	点検項目	令和６年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初に教職員及び非常勤講師宛にいじめ対策の通知文を作成し周知を行った。	年度当初に教員には教員会議、事務職員・技術職員には各課連絡会等で周知。非常勤講師には配付資料で周知。	令和７年４月に再周知済み。
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年度当初に年間の会議開催計画を策定し，２ヶ月に１度委員会を開催した。令和6年度は臨時いじめ対策委員会を含め，計９回委員会を開催した。	引き続き定期的に開催。	―
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	9/9にスクールカウンセラを講師に教職員を対象にいじめ研修を行った。欠席者は本研修動画を視聴した。	引き続き研修を行う。	―
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度当初に教職員及び非常勤講師宛のいじめ対策の通知文及びＨＰで周知を行った。	引き続き定期的な周知を行う。	―
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度当初に教職員及び非常勤講師宛のいじめ対策の通知文及びＨＰで周知を行った。	引き続きいじめ防止プログラムの周知を行う。	―
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	年度当初に教職員及び非常勤講師宛のいじめ対策の通知文及びＨＰで周知を行った。	引き続き、いじめに限らず気になる学生がいたら報告するよう呼びかけを行う。	―
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	年度当初に教職員及び非常勤講師宛のいじめ対策の通知文及びＨＰで周知を行った。 また，いじめ対応マニュアル内のいじめ案件の対応フローにおいて各委員の役割を定めている。	引き続き定期的な周知を行う。	―
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	「いじめ（疑い含む）に関する報告書」等の様式を運用し，いじめ対策委員会委員を中心に関係者に情報共有をしている。	引き続き日常的な情報共有を行う。	―
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	いじめ対策委員会において基本計画，プログラム及びマニュアルについて見直しを検証した。令和６年度の実施計画として運用する予定。	いじめ対策委員会において見直しを図る予定。	令和８年３月までに実施予定。
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	高専生活に関するアンケートを年２回，いじめ・ハラスメントに関する実態調査を年１回，個別面談を年２回程度実施し，実態把握に努めた。	いじめの有無を直接問うアンケート項目を修正し、いじめの芽を摘んだ。	令和７年１０月に実施済み。
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ対策委員会の構成員にスクールカウンセラーを含めている。カウンセリングの結果，いじめが疑われる事案が発生したら随時関係者に情報共有することになっている。	引き続き、スクールカウンセラとスクールロイヤーを含めて情報共有を行う。	―
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	6月6日に第１学年を対象に愛知県弁護士会から講師を招いて、特別講演会「いじめ・SNSトラブルについて」を開催した。他学年においては４月最初のホームルームでいじめに関する動画視聴を行い，いじめ防止啓発を行った。また，スクールカウンセラーによる「心理教育」を実施し，他人との関わりにおいて重要な自分の感情の制御と相手に配慮した自己主張の方法を学ぶ機会を設けている。	引き続き全学生を対象に研修を実施する。	―
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	いじめの定義，いじめに対する学校としての理念・方針及び相談窓口について，次のとおり各教員が学生に対して周知した。	指導教員を通じて、全学年全クラスの学生に対して、指導を行った。	―
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	寮指導学生の研修会においてスクールカウンセラーによるいじめ防止に関する講習会を実施し，いじめの防止及び早期発見のためにできることについて意識を高めてもらうための指導を行った。	約半数の学生が寮生であり、寮指導学生の研修を実施した。	―
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HP上で周知を行うとともに通知文を作成し，保護者懇談会の席上で周知した。	引き続きHP上で周知を行い、保護者懇談会でも指導教員を通じて指導を行う。	―
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ対応マニュアルにおいて，被害学生の保護者，加害学生の保護者ともに，指導教員から経緯説明および学校としての対応方針を伝え，以後定期的な状況報告を行うよう定めている。	引き続き適切かつ迅速に対応するため事案対処の状況報告を行う。	―
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	連携・協力体制は必要に応じ構築することとなっており，令和6年度は愛知県弁護士会から推薦された弁護士にいじめ重大事態調査の外部評価委員になっていただいた。また，常設的な運営協議会等は設けていないが、隔年で開催している運営諮問委員会との連携を検討している。	10/25の教育後援会第２回役員会において、本校副校長（学生担当）から、外部有識者団体の一つである教育後援会に本校のいじめ防止への取組について説明をし、本校の取り組みに理解を示していただいた。隔年開催である運営諮問委員会がない年度は、教育後援会にいじめ防止体制の評価を受けられるよう情報共有を行った。	令和７年度に実施済み
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	具体的な事例はないが，案件が発生した場合，連携して対応することになっている。 また，学生が事件に遭った際には豊田警察署生活安全課に日頃から相談しており，連携できる関係を築いている。	事件発生時に速やかな連携がとれるよう、引き続き警察との連携協力関係を築く。	―